

建設工事等競争入札参加者の資格に関する告示(組合)

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、豊島区が発注する建設工事等の請負契約(工事の請負契約、設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数 20 トン以上の船舶(以下「船舶」という。)の製造及び修繕の請負契約をいう。)の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づく事業協同組合(以下「組合」という。)に必要な資格並びに資格審査のインターネットを利用した申請方法について次のように定める。

なお、令和 7 年豊島区告示第 114 号は、令和 8 年 3 月 31 日限りで廃止する。

令和 8 年 4 月 1 日

豊島区長 高際 みゆき

第 1 用語の定義

豊島区告示第 93 号(以下「第 93 号告示」という。)第 1 と同一とする。

第 2 競争入札参加資格の申請

登録申請をしようとする組合は、次により申請を行わなければならない。

1 申請

組合の登録申請の条件は、第 93 号告示第 2 の 2 と同一とする。ただし、競争入札に参加しようとする業種について、定款に共同受注についての定めがない組合は、申請を行うことができない。

申請は、下記の経審方式又は審査対象事業者方式のいずれかの審査方式を選択して行う。

(1) 経審方式

組合が有する経審の総合評定値 P 点から客観点数を算定し、組合が有する最高完成工事経歴から主観点数を算定する方式。

(2) 審査対象事業者方式

所属する組合員から申請業種ごとに審査対象事業者(下記の条件に該当する者)を複数(2 の表に定める数)選任し、客観点数及び主観点数について、下記の第 5 に定める算定方法により審査対象事業者の合算値又は平均値等を用いて客観点数及び主観点数を算定する方式。

なお、この方式により登録申請を行う組合は、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けていなければならない。

ア 申請する業種について共同運営電子調達サービスに登録申請を行い承認された者であること。

イ 申請する組合に理事として所属していること。

ウ 中小企業基本法で定める中小企業であること。（経審を必要とする業種、「船舶」及び「ろ過層処理」については同法第2条第1項第1号、「設計」、「測量」及び「地質調査」については同法第2条第1項第3号の規定による。）

エ 本店が東京都内に存在すること。

これらの審査方式については、業種により別とすることはできないので、組合としてひとつの審査方式を選択して申請を行うこと。

※経審必要業種に申請する場合、雇用保険法（昭和四十九年十二月二十八日法律第百十六号）に規定する適用事業、健康保険法（大正十一年四月二十二日法律第七十号）及び厚生年金保険法（昭和二十九年五月十九日法律第百十五号）に規定する適用事業所は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していることが前提となる。

2 審査方式と業種、審査対象事業者の一覧

審査方式の区分	業種番号と業種	審査対象事業者方式により申請する場合に必要な審査対象事業者数
審査対象事業者方式のみとする業種	11 建築設計 14 測量 12 土木設計 15 地質調査 13 設備設計 17 船舶 99(15)ろ過層処理	2者から5者まで
審査対象事業者方式又は経審方式のいずれかを選択できる業種	上記以外の業種	3者から5者まで

第3 申請方法

第93号告示第3と同一とする。ただし、審査対象事業者方式により申請する組合については、審査対象事業者全てが共同運営電子調達サービスに登録申請を行い承認された後でなければ、申請を行うことができない。

第4 競争入札の参加者の資格

第93号告示第4と同一とする（審査対象事業者が該当することとなった場合を含む。）。

第5 競争入札参加資格の審査基準

1 競争入札参加資格の等級格付、順位等の決定

第93号告示第5の1と同一とする。

2 等級区分と審査方法

第93号告示第5の2と同一とする。なお、登録申請を行い承認された業種に必要なとする建設業許可について組合として特定建設業の許可を有しておらず、一般建設業の許可により申請をした場合は、当該業種の等級は最下位の等級とする。

3 客観的審査事項及び主観的審査事項

(1) 客観的審査事項

下記により業種別に算出した客観点数を第 93 号告示別表 1 にあてはめ、客観等級を決定する。

ア 経審方式の場合

第 93 号告示第 5 の 3(1)アと同一とする。

イ 審査対象事業者方式の場合

下記の①から⑤により算出した点数を次の式にあてはめて得た点数とする。

$$\text{客観点数} = 0.25 \times X1 + 0.15 \times X2 + 0.2 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$$

① 完成工事（完成）高による点数（X1）

a 経審を必要とする業種

第 93 号告示別表 5 の業種グループ表において当該業種が含まれる業種グループにある全業種の審査対象事業年度を含む 2 年又は 3 年の年間平均完成工事高について、各審査対象事業者ごとに集計した金額を全審査対象事業者分合計し、その金額を第 93 号告示別表第 5 にあてはめて得た評点を X1 とする。

b 経審を不要とする業種

全審査対象事業者の審査対象事業年度の当該業種の 2 年又は 3 年の年間平均完成工事（完成）高の合計額を第 93 号告示別表 5 にあてはめて得た評点を X1 とする。

② 自己資本額及び平均利益額による点数（X2）

下記の X21 と X22 の点数を加算した点数を第 93 号告示別表 8 にあてはめて得た評点を X2 とする。

a 自己資本額点数（X21）

全審査対象事業者の審査対象事業年度の自己資本の額（純資産合計の額）又は全審査対象事業者の審査対象事業年度と前審査対象事業年度の平均自己資本額（2 年平均）の合計額を、第 93 号告示別表 6 にあてはめて得た評点を X21 とする。

b 平均利益額（X22）

下記の算式により計算した審査対象事業者の合計額を、第 93 号告示別表 7 にあてはめて得た評点を X22 とする。

$$\text{利払前税引前償却前利益} = (\text{営業利益} + \text{減価償却実施額}) \text{の 2 年平均の額}$$

③ 納税額による点数（Y）

a 経審を必要とする業種

審査対象事業者の経審の Y 点の平均値とする。

b 経審を不要とする業種

審査対象事業者の審査対象事業年度における法人税又は所得税の納税済額の平均額を、第 93 号告示別表 9 にあてはめて得た評点を Y とする。

④ 技術職員数及び元請完成工事（完成）高による点数（Z）

下記の Z1 の点数に 5 分の 4 を乗じたものと Z2 の点数に 5 分の 1 を乗じたものの合計した数値（小数点以下切捨て）を Z とする。

ア 技術職員数点数（Z1）

a 経審を必要とする業種

審査対象事業者の技術職員（申請業種に必要とされる建設業許可の人数。）の合計人数を下記数式に入れて計算した技術職員数値を、第93号告示別表10（1）にあてはめて得た評点をZ1とする。

b 経審を必要としない業種

審査対象事業者が申請した当該業種に従事する技術職員（直接的かつ恒常的に雇用している者）の人数の合計を下記数式に入れて計算した技術職員数値を、第93号告示別表10（1）にあてはめて得た評点をZ1とする。ただし、申請業種「船舶」及び「ろ過層処理」については、当該業種に従事する技術職員（直接的かつ恒常的に雇用している者）の人数に5を乗じた数値を技術職員数値とみなす。

技術職員数値＝1級監理受講者数×6＋1級技術者数×5＋基幹技能者数×3＋2級技術者数×2＋その他技術者数×1

イ 元請完成工事（完成）高点数（Z2）

a 経審を必要とする業種

第93号告示別表10(2)の業種グループ表において、当該業種が含まれる業種グループにある全業種の審査対象事業年度を含む2年又は3年の年間平均元請完成工事高について、対象事業者ごとに集計した金額を全対象事業者分合計し、その金額を第93号告示別表10(2)にあてはめて得た評点をZ2とする。

b 経審を必要としない業種

全対象事業者の当該業種の審査対象事業年度を含む2年又は3年の年間平均元請完成工事（完成）高の合計額を第93号告示別表10(2)にあてはめて得た評点をZ2とする。

⑤ その他社会性等による点数（W）

a 経審を必要とする業種

審査対象事業者が有する経審のW点の平均値とする。

b 経審を必要としない業種

個々の審査対象事業者について第93号告示第5の4(5)により算出した評点Wの平均値とする。

(2) 主観的審査事項

組合又は審査対象事業者が有する最高完成工事（業務）経歴（第93号告示第5の3(2)アによるもの）について、下記に記載した方法により算出した主観点数を第93号告示別表1にあてはめ、主観等級を決定する。

ア 経審方式の場合

組合が発注者別（発注者区分については第93号告示別表3のとおり。）に申請した最高完成工事経歴のうち、最も高額な請負金額（ただし、発注者区分が民間であるものについては請負金額に2分の1を乗じた金額とする。）に、第93号告示第5の3(2)ウの主観点加算率による加算を行った点数を各業種ごとの主観点数とする。

イ 審査対象事業者方式の場合

審査対象事業者の当該業種の最高完成工事（業務）経歴のうち、最も高い金額（ただし、発注者区分が民間であるものについては2分の1を乗じた金額とする。）に、残る審査対象事業者各々の当該業種の最高完成工事（業務）経歴のうち最も高い金額（発注者区分が民間であるものについては上記と同じ。）に2分の1を乗じた金額を加算した金額又は当該組合の当該業種の最高完成工事（業務）経歴の金額のうち最も高い金額のもの whichever is higher に、第93号告示第5の3(2)ウの主観点加算率による加算を行った点数を主観点数とする。

4 変更申請に伴う主観点数の再審査

組合のISO14000シリーズの14001、エコアクション21、エコステージ又はKES・環境マネジメントシステム・スタンダード及びISO9000シリーズの9001に関する変更申請があった場合は、第93号告示第5の3(2)ウ主観点数加算率による主観点数の再審査を行う。ただし、業種番号01道路舗装工事から業種番号10空調工事までの業種については、組合の資本金又は本店所在地に関する変更申請があった場合も、主観点数の再審査を行う。

第6 申請内容を証明する書類

登録申請を行った組合は、申請後に豊島区から申請内容が事実であることを証明する書面の提示を求められたときは、これを提示又は提出しなければならない。申請内容を証明する書類とは、官公需適格組合証明書、官公需共同受注規約、組合員名簿、役員名簿のほか、必要に応じ、これ以外の書類の提示又は提出を求めることがある。

第7 競争入札参加資格の審査結果の確認、変更等

1 審査結果の確認

第93号告示第7の1と同一とする。

2 資格の取消し

第93号告示第7の2と同一とする。

なお、審査対象事業者方式により申請を行った組合が、資格有効期限内に官公需適格組合の証明を失ったときは、競争入札参加資格を取消申請すること。

3 変更申請

第93号告示第7の3と同一とする。

なお、変更を申請しなければならない内容に組合員（審査対象事業者を除く）の変更を含める。

4 登録業種の追加及び審査対象事業者の変更

次期の登録申請を行うまでの期間中に登録業種の追加及び審査対象事業者の変更を行うことはできない。

5 虚偽申請をした者の取扱い

第93号告示第7の5と同一とする。

第8 代理申請

第93号告示第8と同一とする。

第9 その他

第 93 号告示第 9 と同一とする。